児童扶養手当のお知らせ

- ひとり親家庭の自立を支援する手当です

【支給要件(受給資格者)】

次に該当する児童(18歳に達する日以降、 最初の3月31日までの間にある者を監護 し、かつ生計を同じくしている、ひとり親家 庭の母または父、もしくは父母に代わって児 童を養育している方。

- ●父母が婚姻を解消(事実婚解消も含む)
- ◆父あるいは母が死亡または生死が不明
- ●父あるいは母が重度の障がい(国民年金 の障害等級1級相当など)の状態
- ●父あるいは母に1年以上遺棄されている
- ●父あるいは母が法令により1年以上拘禁 されている
- ●婚姻によらないで生まれた

8月分から

- 受給には申請が必要です -

ひとり親家庭の父も支給対象に

- 7月31日までに左記支給要件に該当する方 11月30日までに申請をすると、8月分から支給
- 8月1日から11月30日までに左記支給要件に該当する方 11月30日までに申請をすると、要件に該当した日の翌月 分から支給

8月~11月分の支給は、12月です。なお、12月1日以降 に申請すると、申請の翌月分から支給されます。

申請に必要なもの 受給資格者と児童の戸籍謄本のほか、 支給要件により必要書類が異なりますので、事前に問い 合わせ願います

市の父子手当を受給している方も、申請が必要です

【支給制限】

- 受給資格者が、老齢福祉年金以外の公的年金や遺族補 【所得制限限度額】 償を受給しているときや、対象児童が児童福祉施設に 入所しているときは、手当を受けられません
- ●受給資格者の前年分の所得が限度額以上の場合は、一 部あるいは全部が支給停止となります。また、生計を 同じくする扶養義務者の前年分の所得が限度額以上の 場合は、全部が支給停止となります

【手当額(月額)】

受給資格者が監護・養育する子どもの人数、受給資格者 や同居扶養親族の所得等で決められます。

- ○対象児童 1 人目 9,850 円~ 41,720 円
- ○対象児童2人目 5,000円加算
- ○対象児童3人目以降 1人につき、3,000円づつ加算

扶養親族 の人数	受給資格者		生計を同じくす
	全部支給	一部支給	る扶養義務者
0人	19 万円	192 万円	236 万円
1人	57 万円	230 万円	274 万円
2人	95 万円	268 万円	312 万円
3人	133 万円	306 万円	350 万円
4人以上	1人につき、38万円加算		

現況届の提出を忘れずに

受給中の方へ書類を送付していますので提出してくだ さい。

- ○児童扶養手当現況届 提出期限 8月31日(火) 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届書が届いて いる方は、現況届と一緒に提出してください
- ○特別児童扶養手当所得状況届

提出期間 8月11日(水)~9月10日(金)

いずれも、届け出がない場合、8月以降の手当を一時的 に受けることができなくなります。また、最終支払日か ら2年間届け出がない場合、手当の支払いを受けられな くなります。

特別児童扶養手当の お知らせ

20歳未満で政令で定める程度の障がいのあ る児童を監護し、かつ生計を維持している父 または母、もしくは父母に代わって児童を養 育(児童と同居、監護し生計を維持)している 方に支給されます。

ただし、児童が児童福祉施設に入所してい る時は支給されません。

また、受給資格者や同居扶養義務者の所得 によっては、支給停止となる場合があります。

申請・問合先 市福祉課児童福祉係、北村・栗沢支所保健福祉課